

特集

終っていない3.11東日本大震災

被災した福島の犬ねこ



昨年3月11日、宮城県牡鹿半島の海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生、地震の規模はマグニチュード9.0。日本周辺における観測史上最大の地震の震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmのおよそ10万平方キロメートルという広範囲に及びました。今年10月17日時点での、震災による死者・行方不明者は約19千人、建築物の全壊・半壊は合わせて39万戸以上、158千人が避難、そのうち111千人が福島県第一原子力発電所の爆発で避難指示を出され、避難生活を強いられています。そして、被災したのは人だけではなく動物も同様です。

福島県動物救護本部三春シェルター



山々も色づき始めた福島県の三春町。三春町は郡山市から車で20分ほどの自然豊かなどかな町です。10月21日、しっぽの会は東日本大震災で被災した犬猫たちと保護活動の様子を伺いに、福島県動物救護本部三春シェルターを訪問させていただきました。昨年10月に開設した三春町の第2シェルターは、震災直後の4月に開設した福島市飯野町の第1シェルターとともに、東日本大震災で被災したペットや福島第一原発から半径20キロ圏内で置き去りになった犬猫を一時的に保護する施設です。運営されている福島県動物救護本部は、福島県、社団法人福島県獣医師会、郡山市、いわき市、福島県動物愛護ボランティア会などで構成され、【※被災動物（ペット）の保護及び飼養管理に関する支援 ※被災動物（ペット）の飼い主探し又は新たな飼い主探しの支援 ※関係団体等との調整 ※その他被災動物（ペット）の救護のために必要な事業】などの活動を行っています。



昨年3月11日、かつて経験したことのない未曾有の大地震、それに続く大津波、福島第一原子力発電所の原発事故による避難命令など、多くの方々が犠牲になり、今なお厳しい生活を強いられている方々も大勢いらっしゃいます。そして、被災したのは人間だけではありません。飼い主を失った犬猫や飼い主が避難したあとに残された犬猫たちも、被災しているのです。こうした被災した動物を収容するはずの南相馬市の双相保健所の抑留施設が津波で流され、被災した動物達の受け入れが出来なくなりました。そこで、被災犬を、県内の県北保健所・県中保健所・県南保健所・会津保健所・郡山保健所・いわき市保健所の6カ所に分散して一時保護しましたが、4月下旬からは毎日数十匹の犬が保護され始め、収容施設が満杯となりました。そこで、被災動物のための新たな収容場所が必要となり、福島市の郊外の飯野町に貸し倉庫を見つけ被災犬を収容しました。これが、飯野シェルターの始まりです。5月10日からは避難されている住民の方々の一時帰宅が始まり、飼い犬や飼い猫の保護が一気にすみました。そういったことから、飯野シェルターだけでは収容が厳しくなり、収容しきれない犬猫たちのための第2の保護施設探しにかかりました。それが三春町のシェルターです。この度の現地訪問では、福島県動物救護本部三春シェルターの渡辺美恵子さんに詳しくお話しを伺うことが出来ました。現在、三春シェルターでは、獣医師・事務管理職・飼養スタッフを合わせ19名の方が働いていらっしゃいます。飯野町と三春町は距離にすると40キロほど離れていますが、犬猫たちは、飯野シェルターで経過観察した後、三春シェルターに搬送されます。三春シェルターは、貸店舗を借りての運営ですが、冷暖房完備の建物で使いやすい構造に



3段になった快適な作り



犬の収容部屋

なっていました。10月21日時点での犬猫収容数は、犬57匹・猫227匹、そのうち飼い主のいる犬は50匹・猫は60匹余りでした。

犬の収容スペースは3部屋あり、一部屋左右に13個室あって、各26匹収容できるようになっていました。譲渡対象の犬は8匹いましたが、咬み癖があるなど譲渡が難しい子が残っており、しっかりと犬と向き合えるご理解のある方との出会いを待っていました。猫の収容スペースは、上下運動の必要な猫に最適の高さがある個室型で、同じ飼い主さんの猫や仲良しの猫は同室に収容されている子もいました。また、個室部屋に収容しきれない猫はケージに収容されていました。

昨年4月28日～今年10月2日迄の間、飯野シェルターと三春シェルターには、犬439匹・猫456匹の合計895匹が保護され、そのうち飼い主のもとに帰ることが出来たのは、犬142匹・猫132匹、新たな飼い主に譲渡された犬は204匹・猫は53匹。収容されている犬猫たちは静かに飼い主の迎えや、新たな出会いを待っていました。一日でも早く震災前のように家族と一緒に暮らせたらいいのですが、仮設住宅暮らしなど住環境の問題でなかなか飼い主のもとへ帰ることが出来ません。犬も猫も10～15年前後の寿命を考えると、この先の前途が立たないのは、飼い主さんも動物たちも大変辛く悲しいことだと思いました。

第2シェルターと隣接して環境省の仮設シェルターがありました。環境省と福島県は、これまでの保護活動や犬・猫の生息状況調査、飼い主に対する意向調査の結果を踏まえ、平成24年9月7日から10月2日迄の間、警戒区域内に取り残された被災した犬及び猫の一斉保護を実施しました。この一斉保護で、警戒区域内の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町で、犬1匹、猫131匹が保護されました。この仮設シェルターには猫130匹が収容されていました。



清潔な室内



飼い主を募集している犬

数日に渡り捕獲器で猫たちを保護し、長い間の野外生活や、中には野良猫らしき猫もいて、「まずは人慣れして、いずれは新しい飼い主さんが見つかれば。」と希望を託していました。この日の午後は7～8名ほどのボランティアさんが犬の散歩をされていましたが、日頃からボランティアさん不足で、手が足りていない状況でした。お近くの方は是非ともボランティア登録されて、お手伝いしていただけたらと思いました。

昨年の震災で保護した被災動物については、狂犬病予防法に基づく収容期限は適用せず、飼い主が判明するまで一定期間できる限り保護収容し、飼い主が飼育を放棄しても、新しい飼い主など譲渡先が見つからない場合でも、殺処分は絶対に行いません。福島県動物救護本部の運営費は、福島県の予算措置、その他団体からの予算、そして一般の方々からの義援金で運営されています。そのうち、義援金が大きな運営費となっています。震災を過去のものと風化させずに自分の身になって、出来ることでボランティアや義援金などの支援を継続することが大切だと思いました。福島県は、原発事故の影響により復旧・復興までには、大変長い道のりがかかるものと思いますが、これからも、気持ちを込めた応援ご支援をさせていただきたく思います。

参考：福島県庁 Wikipedia



ご協力をお願いします

福島県動物救護本部では、東日本大震災で被災し、救いの手を必要としている動物たちの保護を行っていくための義援金を募集しています。未曾有の原発災害により住居を追われ、依然として動物を引き取ることが難しい飼い主さんが数多くいらっしゃり、活動は長期化することが予想されます。この活動を継続していくためにも、皆様からの温かいご支援をお願いいたします。

振込先 東邦銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 1418368
口座名 福島県動物救護本部義援金口

※民間ボランティア団体にも被災保護動物が多数います。被災地における動物の譲渡の手続き等については、「福島県動物救護本部」のホームページをごらんください。また、収容施設で動物の世話をしてくれるボランティアも募集しています。

福島県動物救護本部 <http://kyugo-honbu.fva.or.jp/>

福島県獣医師会常務理事 島崎昌三様、福島県動物救護本部三春シェルター 渡辺美恵子様にお話を伺いました。本当に有難うございました。